

第 7 回南相馬市議会定例会市長提出議案の要旨

平成 2 5 年 1 2 月 4 日提出

件数 3 2 件

【内訳】議案 3 2 件（条例関係 4 件、予算関係 1 0 件、その他 1 8 件）

議案の要旨

条例関係

議案第 138 号 南相馬市附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

子ども・子育て支援法第 7 7 条第 1 項の規定に基づく審議会を設置するため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 審議会の概要（条例第 2 条、第 3 条）

（ 1 ）審議会名称

南相馬市子ども・子育て審議会

（ 2 ）所掌事務

子ども・子育て支援法第 7 7 条第 1 項各号に掲げる事務

特定教育、保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）の利用定員の設定に関し、意見を述べること。

特定地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）の利用定員の設定に関し、意見を述べること。

子ども・子育て支援事業計画に関し、意見を述べること。

子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

（ 3 ）委員の定数及び任期

定数 1 5 人以内、任期 2 年

2 施行日 公布の日

議案第 139 号 南相馬市税条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

地方税法の一部を改正する法律が平成 2 5 年 3 月 3 0 日に公布され、同法による改正のうち一部のものについて、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税施行規則の一部を改正する省令が平成 2 5 年 6 月 1 2 日にそれぞれ公布されたことから、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 平成28年10月1日以後の公的年金等に係る個人市民税の特別徴収制度の見直し

特別徴収の要件の見直し（第47条の2第1項）

現行制度では、特別徴収対象年金所得者が、賦課期日後に他の市町村へ転出した場合は、公的年金から特別徴収を中止し、普通徴収に切り替えていたものを、特別徴収を継続できるものとするもの。

特別徴収税額の算定方法の見直し（第47条の5第1項）

公的年金から徴収する個人市民税の税額の平準化を図るため、公的年金の支払いをする際に徴収する仮特別徴収税額を、年金所得者の公的年金に係る前年度分の個人市民税の2分の1に相当する額とするもの。

【特別徴収税額の算定方法】

現 行	改正後
仮徴収税額 = $\frac{\text{前年度分の本徴収税額}}{3}$ (4・6・8月)	仮徴収税額 = $\frac{(\text{前年度分の年税額} \times 1 / 2)}{3}$ (4・6・8月)
本徴収税額 = $(\text{年税額} - \text{仮徴収税額}) \div 3$ (10・12・2月)	本徴収税額 = $(\text{年税額} - \text{仮徴収税額}) \div 3$ (10・12・2月)

本改正は、仮徴収税額の算定方法の見直しを行うものであって、税負担の増減を生じさせるものではありません。

【現行制度と改正内容】

- ・現行制度は、公的年金からの個人市民税の特別徴収については、年税額が6月に決定し、その後8月に年金保険者へ通知して実施することから、年6回の年金支給月のうち、4月・6月・8月を「仮徴収」、10月・12月・2月を「本徴収」として、それぞれ税額を算定している。このうち、仮徴収税額は「前年度の2月の本徴収税額と同額」としている。
- ・年税額が前年より大きく変動すると本徴収税額と仮徴収税額に差が生じ、翌年度以降もこの不均衡を平準化することができず、本徴収税額と仮徴収税額の乖離が続くこととなる。
- ・このため、仮徴収税額の算定方法を現行の「前年度の2月の本徴収税額と同額」から「 $(\text{前年度分の年税額} \times 1 / 2) \div 3$ 」(前年度の年税額 $\div 6$)に見直す。
- ・改正により、年税額が2年連続で同額の場合には、徴収される額が一定となり平準化されることとなる。

65歳以上の夫婦世帯（夫の個人住民税60,000円（所得割額56,000円、均等割4,000円）、妻は非課税）のケース

年度	年税額	【現行】		【改正後】	
		仮徴収税額 (4・6・8月)	本徴収税額 (10・12・2月)	仮徴収税額 (4・6・8月)	本徴収税額 (10・12・2月)
		前年度の2月の税額と同額	(年税額 仮徴収税額) ÷ 3	(前年度の年税額 × 1/2) ÷ 3	(年税額 仮徴収税額) ÷ 3
N	60,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
N+1	36,000円 (医療費控除の増等)	10,000円	2,000円	10,000円	2,000円
N+2	60,000円	2,000円	18,000円	6,000円	14,000円
N+3	60,000円	18,000円	2,000円	10,000円	10,000円

本徴収額と仮徴収額の乖離が続く

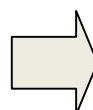
施行日 平成28年10月1日

年税額が2年連続で同額の場合、平準化する。

2 金融所得課税の見直し

公社債等の利子・譲渡損益に対する課税と、上場株式等の配当・譲渡損益に対する課税を一体化するもの。（附則第7条の4、附則第16条の3、附則第19条、附則第19条の2）

		現行
公社債等	利子	分離課税5%
	譲渡損益	非課税
上場株式等	配当	損益通算して分離課税5% (H25まで特例3%)
	譲渡損益	



改正後	
} 損益通算して分離課税(5%)	

上場株式等の配当については総合課税(10%)も選択可

個人市民税の課税計算の特例を定める規定の削除（旧附則第19条の2、旧附則第19条の3、旧附則第19条の4、旧附則第19条の5、旧附則第19条の6、旧附則第20条、旧附則第20条の3、旧附則第20条の5）

金融所得課税の見直しに伴い、条例中に規定する個人市民税の課税計算の特例等が地方税法に定められたことから削除するもの。

条項削除による引用条項の整理（附則第20条（旧附則第20条の2）、附則第20条の2（旧附則第20条の4））

個人市民税の課税計算の特例を定める規定が地方税法に規定されたことに伴い、条例に規定してある条項は上記のとおり削除されたことによる条項の整理をするもの。

施行日 平成29年1月1日

議案第 140 号 南相馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

地方税法の一部を改正する法律が平成 25 年 3 月 30 日に公布され、同法による改正のうち一部のものについて、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税施行規則の一部を改正する省令が平成 25 年 6 月 12 日にそれぞれ公布されたことから、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要

地方税法の改正により「上場株式等に係る配当所得等」の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う改正（附則第 8 項関係）
地方税法の改正により、株式等に係る譲渡所得等の分離課税が「一般株式等に係る譲渡所得等」の分離課税と「上場株式等に係る譲渡所得等」の分離課税とに区分されたことに伴う改正（附則第 1 1 項及び附則第 1 2 項関係）

		現 行	
公社債等	利子	分離課税 5 %	改正後 } 損益通算して分離課税 (5 %)
	譲渡損益	非課税	
上場株式等	配当	損益通算して分離課税 5 %	
	譲渡損益	(H25 まで特例 3 %)	

上場株式等の配当については総合課税（10%）も選択可

金融所得課税の見直しに伴い、地方税法において規定されている個人市民税の課税計算の特例等について、条例に規定してあるものを削除するもの。（旧附則第 1 2 項、旧附則第 1 3 項、旧附則第 1 4 項、旧附則第 1 6 項、旧附則第 2 1 項）

地方税法の一部を改正する法律による「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」の改正により「条約適用配当等」に係る分離課税の対象に、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う改正（附則第 1 6 項）

2 施行日 平成 29 年 1 月 1 日

議案第 141 号 南相馬市原子力災害による被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

原子力災害による被災者に対する平成 26 年度の固定資産税及び軽自動車税の負担軽減を図るため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 固定資産税

原子力災害に伴う平成 26 年度固定資産税の減免等は、下表のとおりである。

土地及び家屋について（平成 26 年 1 月 1 日時点）		（第 3 条第 1 号関係）			
原子力災害による避難区域等	避難指示の有無	平成 26 年度	措置	根拠法令等	
居住困難区域	帰還困難区域	継続（見込）	課税免除	継続	地方税法
	居住制限区域	継続（見込）	課税免除	継続	地方税法
避難指示解除準備区域	継続（見込）	課税免除	継続	地方税法	
旧緊急時避難準備区域	無し	2 分の 1 減額	継続	地方税法	
その他の区域 （30 km 圏外）	無し	2 分の 1 減免	継続	市税減免条例	

東京電力福島第一原子力発電所から 30 Km 圏外の市内の区域に所在する土地及び家屋に係る固定資産税については、旧緊急時避難準備区域に準じて 2 分の 1 の減免措置を継続するもの。

市税減免条例...南相馬市原子力災害による被災者に対する市税の減免に関する条例

特定避難勧奨地点（居住用家屋とその敷地）(平成 26 年 1 月 1 日時点)		（第 3 条第 2 号関係）		
指定	世帯全員の避難の有無	平成 26 年度	措置	根拠法令等
継続	避難有り	減免	継続	市税減免条例
	避難無し	上記の規定により、旧緊急時避難準備区域内であれば、2 分の 1 減額（地方税法）その他の区域内であれば 2 分の 1 減免（市税減免条例）を適用する。		

市内の特定避難勧奨地点の固定資産税について、世帯全員が避難している世帯にあっては、居住の用に供する家屋及びその敷地に係る平成 26 年度固定資産税を全額減免するもの。

償却資産（平成26年1月1日時点）		（第3条第4号関係）		
原子力災害による避難区域等	使用又は使用見込	平成26年度	措置	根拠法令等
居住困難区域及び 避難指示解除準備区域	無し	減免	継続	市税減免条例
	有り	課税	継続	地方税法

市内の帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域で使用できない償却資産に係る平成26年度固定資産税を全額減免するもの。

2 軽自動車税（第5条関係）

【 対 象 】

平成26年度の賦課期日時点で帰還困難区域内に放置された状態の南相馬市登録の軽自動車等

措置 → 減免（継続）

3 施行日 公布の日

補正予算関係

議案第142号 平成25年度南相馬市一般会計補正予算について

議案第143号 平成25年度南相馬市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第144号 平成25年度南相馬市介護保険特別会計補正予算について

議案第145号 平成25年度南相馬市簡易水道事業特別会計補正予算について

議案第146号 平成25年度南相馬市農業集落排水事業特別会計補正予算について

議案第147号 平成25年度南相馬市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第148号 平成25年度南相馬市水道事業会計補正予算について

議案第149号 平成25年度南相馬市病院事業会計補正予算について

議案第150号 平成25年度南相馬市工業用水道事業会計補正予算について

議案第151号 平成25年度南相馬市下水道事業会計補正予算について

その他

議案第 152 号 工事請負変更契約の締結について

【趣旨】

平成 25 年第 1 回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契約の目的	南相馬市消防・防災センター整備建築主体工事	
契約の相手方	南相馬市原町区錦町一丁目 1 番地 関場建設株式会社	
施工場所	南相馬市原町区高見町一丁目地内	
契約金額	変更前	787,500,000 円
	変更後	779,236,500 円
	減額する額	8,263,500 円

主な変更内容

	項目	内容
(1)	既存庁舎解体の減	災害復旧を始めとする地域内の工事量増加により、作業員確保の困難、工事用資材の納期遅延により工期内竣工が困難となったため、消防署の機能移設後に行う既存消防署解体を本工事から分離するもの。
(2)	鉄骨工事の変更	工期短縮のため鉄骨の接続工法を溶接による接続からボルト止めへ変更
(3)	昇降機設備工事の変更	工期短縮のため昇降機を特注仕様からメーカー標準仕様へ変更

議案第 153 号 工事請負変更契約の締結について

【趣旨】

平成 25 年第 3 回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契約の目的		下太田工業用地造成工事
契約の相手方		南相馬市原町区青葉町一丁目 1 番地 庄司建設工業株式会社
施工場所		南相馬市原町区下太田字川内迫地内
契約金額	変更前	2 2 1 , 5 5 0 , 0 0 0 円
	変更後	2 3 7 , 7 2 3 , 1 5 0 円
	増額する額	1 6 , 1 7 3 , 1 5 0 円

主な変更内容

	項目	内 容		
(1)	舗装工事箇所の変更	工場進入路の整備方針変更による舗装工事箇所の増加 <変更前> 11,095.6 m ²	<変更後> 11,877.9 m ²	<増減> 782.3 m ²
(2)	舗装工の追加	工場進入路の整備方針変更による摺付の舗装工事箇所の追加 <変更前>	<変更後> 196.8 m ²	<増減> 196.8 m ²
(3)	路面標示の変更	警察署と協議により工場用地内、接道（北原船橋線）部の路面標示（区画線及び外側線）の増加 <変更前> 2,628.0m	<変更後> 3,572.6m	<増減> 944.6m
(4)	取壊工等の変更	排水工の施工に影響を及ぼすマンホール等の埋設構造物が見込みを上回った事による工事数量の増加 <変更前> 110.1 m ³	<変更後> 201.5 m ³	<増減> 91.4 m ³

議案第 154 号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的	防災集団移転促進事業移転促進区域（萱浜地区）	
取得する土地の表示	所在地など	
	南相馬市原町区萱浜字愛原 70 番 1 など計 13 筆	明細は別紙 1 のとおり P 17
	合計	7,219.72 m ²
取得予定価格	26,802,495 円	
取得の方法	随意契約	
取得の相手方		

議案第 155 号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的	防災集団移転促進事業移転促進区域（萱浜地区）	
取得する土地の表示	所在地など	
	南相馬市原町区萱浜字北才ノ上 49 番 1 など計 11 筆	明細は別紙 1 のとおり P 17
	合計	8,265.49 m ²
取得予定価格	25,180,180 円	
取得の方法	随意契約	
取得の相手方		

議案第 156 号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的	防災集団移転促進事業移転促進区域（萱浜地区）	
取得する土地の表示	所在地など	
	南相馬市原町区萱浜字愛原 7 0 番 2 など計 9 筆	明細は別紙 2 のとおり P 1 8
	合 計	1 2 , 1 8 1 . 1 4 m ²
取得予定価格	2 6 , 0 0 5 , 5 9 0 円	
取得の方法	随意契約	
取得の相手方		

議案第 157 号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的	防災集団移転促進事業移転促進区域（萱浜地区）	
取得する土地の表示	所在地など	
	南相馬市原町区萱浜字愛原 1 0 8 番 1 など計 1 2 筆	明細は別紙 2 のとおり P 1 8
	合 計	6 , 5 0 6 . 0 4 m ²
取得予定価格	2 2 , 5 0 0 , 0 1 0 円	
取得の方法	随意契約	
取得の相手方		

議案第 158 号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的	防災集団移転促進事業移転促進区域（萱浜地区）	
取得する土地の表示	所在地など	
	南相馬市原町区萱浜字愛原 9 9 番 など計 8 筆	明細は別紙 3 のとおり P 1 9
	合計	7,905.23m ²
取得予定価格	24,202,750円	
取得の方法	随意契約	
取得の相手方		

議案第 159 号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的	防災集団移転促進事業移転促進区域（萱浜地区）	
取得する土地の表示	所在地など	
	南相馬市原町区萱浜字南才ノ上 8 番 など計 1 3 筆	明細は別紙 3 のとおり P 1 9
	合計	8,255.38m ²
取得予定価格	20,569,510円	
取得の方法	随意契約	
取得の相手方		

議案第 160 号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的	防災集団移転促進事業移転促進区域（萱浜地区）	
取得する土地の表示	所在地など	
	南相馬市原町区萱浜字愛原 6 6 番 1 など計 1 1 筆	明細は別紙 4 のとおり P 2 0
	合 計	1 1 , 0 9 3 . 6 0 m ²
取得予定価格	2 9 , 5 3 7 , 7 2 0 円	
取得の方法	随意契約	
取得の相手方		

議案第 161 号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的	防災集団移転促進事業移転促進区域（萱浜地区）	
取得する土地の表示	所在地など	
	南相馬市原町区萱浜字神田 5 2 番 など計 6 筆	明細は別紙 4 のとおり P 2 0
	合 計	7 , 1 8 3 . 0 0 m ²
取得予定価格	2 1 , 7 8 8 , 9 1 0 円	
取得の方法	随意契約	
取得の相手方		

議案第 162 号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的	防災集団移転促進事業移転促進区域（雫地区）	
取得する土地の表示	所在地など	
	南相馬市原町区雫字北畑 7 6 番 3 など計 1 5 筆	明細は別紙 5 のとおり P 2 1
	合 計	7 , 6 8 8 . 9 7 m ²
取得予定価格	2 2 , 3 9 7 , 8 9 3 円	
取得の方法	随意契約	
取得の相手方		

議案第 163 号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的	防災集団移転促進事業移転促進区域（雫地区）	
取得する土地の表示	所在地など	
	南相馬市原町区雫字北畑 3 2 番 など計 1 7 筆	明細は別紙 6 のとおり P 2 2
	合 計	8 , 1 5 7 . 2 9 m ²
取得予定価格	2 1 , 9 4 8 , 0 4 0 円	
取得の方法	随意契約	
取得の相手方		

議案第 164 号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的	防災集団移転促進事業移転促進区域（零地区）	
取得する土地の表示	所在地など	
	南相馬市原町区零字北迫田 8 9 番 など計 8 筆	明細は別紙 6 のとおり P 2 2
	合 計	1 0 , 6 5 3 . 7 7 m ²
取得予定価格	2 8 , 3 0 0 , 8 5 5 円	
取得の方法	随意契約	
取得の相手方		

議案第 165 号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的	防災集団移転促進事業移転促進区域（零地区）	
取得する土地の表示	所在地など	
	南相馬市原町区零字北畑 2 3 番 3 など計 3 1 筆	明細は別紙 7・8 のとおり P 2 3・2 4
	合 計	1 9 , 8 5 7 . 0 7 m ²
取得予定価格	3 9 , 6 6 3 , 1 8 4 円	
取得の方法	随意契約	
取得の相手方		

議案第 166 号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的	防災集団移転促進事業移転促進区域（零地区）	
取得する土地の表示	所在地など	
	南相馬市原町区零字五畝田 1 2 番 1 など計 1 4 筆	明細は別紙 8 のとおり P 2 4
	合 計	6 , 2 4 6 . 7 5 m ²
取得予定価格	2 7 , 1 7 4 , 4 2 8 円	
取得の方法	随意契約	
取得の相手方		

議案第 167 号 財産の処分について

【趣旨】

市有地を県環境創造センター用地として処分するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

	所在地	地目	面積 (m ²)
処分する土地の表示	原町区萱浜字巢掛場 4 5 番 1 3 4 の一部	山林	1 8 , 2 8 5 . 0 5
	合 計		1 8 , 2 8 5 . 0 5 m ²
処分価格	1 9 0 , 1 6 4 , 5 2 0 円		
処分の相手方	福島市杉妻町 2 番 1 6 号 福島県知事 佐藤 雄平		

議案第 168 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

【趣旨】

道の駅南相馬の指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

- 1 施設の名称
道の駅南相馬
- 2 指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名
住所 南相馬市原町区高見町二丁目 3 0 番地の 1
名称 株式会社野馬追の里
代表者の氏名 代表取締役 伊藤 博人
- 3 指定期間
平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

議案第 169 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

【趣旨】

南相馬市民文化会館の指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

- 1 施設の名称
南相馬市民文化会館
- 2 指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名
住所 南相馬市原町区本町二丁目 2 8 番地の 1
名称 財団法人 南相馬市文化振興事業団
代表者の氏名 理事長 桜井 勝延
- 3 指定期間
平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

議案第 154 号 財産の取得について
 防災集団移転促進事業移転促進区域（萱浜地区）取得明細書

番号	所在地	地目	面積(m ²)
1	南相馬市原町区萱浜字愛原 7 0 番 1	山林	1,662
2	南相馬市原町区萱浜字愛原 7 2 番 1	池沼	7.30
3	南相馬市原町区萱浜字愛原 7 2 番 2	原野	66
4	南相馬市原町区萱浜字愛原 7 2 番 3	畑	1,087
5	南相馬市原町区萱浜字愛原 7 2 番 4	宅地	69.42
6	南相馬市原町区萱浜字愛原 7 3 番 1	宅地	681
7	南相馬市原町区萱浜字愛原 7 5 番 3	雑種地	29
8	南相馬市原町区萱浜字愛原 7 6 番 2	原野	22
9	南相馬市原町区萱浜字愛原 1 0 3 番 1	畑	77
10	南相馬市原町区萱浜字愛原 1 0 4 番 1	畑	184
11	南相馬市原町区萱浜字愛原 1 0 4 番 3	原野	50
12	南相馬市原町区萱浜字愛原 1 0 8 番 3	畑	315
13	南相馬市原町区萱浜字落江下 1 3 番 1	畑	2,970
合計(m ²)			7,219.72

議案第 155 号 財産の取得について
 防災集団移転促進事業移転促進区域（萱浜地区）取得明細書

番号	所在地	地目	面積(m ²)
1	南相馬市原町区萱浜字北才ノ上 4 9 番 1	畑	1,389
2	南相馬市原町区萱浜字北才ノ上 5 1 番	山林	409
3	南相馬市原町区萱浜字北才ノ上 5 6 番 1	畑	1,560
4	南相馬市原町区萱浜字北才ノ上 5 6 番 3	宅地	89.25
5	南相馬市原町区萱浜字北才ノ上 5 7 番	宅地	770.24
6	南相馬市原町区萱浜字北才ノ上 5 9 番	山林	1,249
7	南相馬市原町区萱浜字北才ノ上 6 4 番 1	畑	755
8	南相馬市原町区萱浜字北才ノ上 6 4 番 2	畑	30
9	南相馬市原町区萱浜字北才ノ上 6 7 番 2	山林	19
10	南相馬市原町区萱浜字北才ノ上 7 5 番	畑	485
11	南相馬市原町区萱浜字北才ノ上 7 6 番 1	畑	1,510
合計(m ²)			8,265.49

議案第 156 号 財産の取得について
 防災集団移転促進事業移転促進区域（萱浜地区）取得明細書

番号	所在地	地目	面積(m ²)
1	南相馬市原町区萱浜字愛原 7 0 番 2	山林	22
2	南相馬市原町区萱浜字愛原 7 5 番 1	畑	737
3	南相馬市原町区萱浜字愛原 7 6 番 1	原野	188
4	南相馬市原町区萱浜字愛原 7 7 番	宅地	542.14
5	南相馬市原町区萱浜字愛原 7 9 番 1	山林	404
6	南相馬市原町区萱浜字神田 5 5 番	田	2,832
7	南相馬市原町区萱浜字二股 1 番	畑	1,632
8	南相馬市原町区萱浜字二股 1 0 番	田	2,942
9	南相馬市原町区萱浜字二股 1 1 番	田	2,882
合計(m ²)			12,181.14

議案第 157 号 財産の取得について
 防災集団移転促進事業移転促進区域（萱浜地区）取得明細書

番号	所在地	地目	面積(m ²)
1	南相馬市原町区萱浜字愛原 1 0 8 番 1	畑	153
2	南相馬市原町区萱浜字愛原 1 1 0 番	畑	178
3	南相馬市原町区萱浜字愛原 1 1 2 番 1	畑	430
4	南相馬市原町区萱浜字愛原 1 1 7 番 1	畑	3,050
5	南相馬市原町区萱浜字愛原 1 2 1 番 1	宅地	668.76
6	南相馬市原町区萱浜字愛原 1 2 1 番 2	畑	254
7	南相馬市原町区萱浜字愛原 1 2 1 番 3	雑種地	29
8	南相馬市原町区萱浜字愛原 1 2 1 番 4	宅地	39
9	南相馬市原町区萱浜字愛原 1 2 3 番	宅地	846.28
10	南相馬市原町区萱浜字愛原 1 2 4 番	畑	350
11	南相馬市原町区萱浜字愛原 1 6 1 番	雑種地	117
12	南相馬市原町区萱浜字南才ノ上 3 5 番 1	畑	391
合計(m ²)			6,506.04

議案第 158 号 財産の取得について
 防災集団移転促進事業移転促進区域（萱浜地区）取得明細書

番号	所在地	地目	面積(m ²)
1	南相馬市原町区萱浜字愛原 9 9 番	宅地	680.99
2	南相馬市原町区萱浜字愛原 1 0 1 番 1	畑	264
3	南相馬市原町区萱浜字愛原 1 0 1 番 3	山林	552
4	南相馬市原町区萱浜字愛原 1 0 1 番 1 0	宅地	308.59
5	南相馬市原町区萱浜字愛原 1 0 1 番 1 1	宅地	121.65
6	南相馬市原町区萱浜字愛原 1 0 2 番 1	畑	122
7	南相馬市原町区萱浜字二股 8 番	田	2,935
8	南相馬市原町区萱浜字二股 9 番	田	2,921
合計(m ²)			7,905.23

議案第 159 号 財産の取得について
 防災集団移転促進事業移転促進区域（萱浜地区）取得明細書

番号	所在地	地目	面積(m ²)
1	南相馬市原町区萱浜字南才ノ上 8 番	宅地	793.38
2	南相馬市原町区萱浜字南才ノ上 9 番 1	畑	1,186
3	南相馬市原町区萱浜字南才ノ上 9 番 2	雑種地	80
4	南相馬市原町区萱浜字南才ノ上 9 番 3	原野	365
5	南相馬市原町区萱浜字南才ノ上 1 1 番 1	山林	233
6	南相馬市原町区萱浜字南才ノ上 1 2 番	畑	522
7	南相馬市原町区萱浜字南才ノ上 1 6 番 1	畑	733
8	南相馬市原町区萱浜字南才ノ上 1 8 番 1	畑	993
9	南相馬市原町区萱浜字南才ノ上 2 1 番	畑	1,001
10	南相馬市原町区萱浜字南才ノ上 2 5 番	畑	532
11	南相馬市原町区萱浜字南才ノ上 2 7 番	畑	932
12	南相馬市原町区萱浜字南才ノ上 2 9 番	畑	723
13	南相馬市原町区萱浜字南才ノ上 1 1 4 番	畑	162
合計(m ²)			8,255.38

議案第 160 号 財産の取得について
 防災集団移転促進事業移転促進区域（萱浜地区）取得明細書

番号	所在地	地目	面積(m ²)
1	南相馬市原町区萱浜字愛原 6 6 番 1	田	4,588
2	南相馬市原町区萱浜字愛原 1 6 3 番	畑	129
3	南相馬市原町区萱浜字愛原 1 6 4 番	雑種地	79
4	南相馬市原町区萱浜字愛原 1 6 5 番	雑種地	31
5	南相馬市原町区萱浜字神田 4 8 番 1	田	520
6	南相馬市原町区萱浜字神田 4 8 番 2	田	2,151
7	南相馬市原町区萱浜字北才ノ上 6 1 番 1	畑	2,018
8	南相馬市原町区萱浜字北才ノ上 6 1 番 3	宅地	272.27
9	南相馬市原町区萱浜字南才ノ上 8 8 番	宅地	879.33
10	南相馬市原町区萱浜字南才ノ上 8 9 番	原野	155
11	南相馬市原町区萱浜字南才ノ上 9 0 番 2	山林	271
合計(m ²)			11,093.60

議案第 161 号 財産の取得について
 防災集団移転促進事業移転促進区域（萱浜地区）取得明細書

番号	所在地	地目	面積(m ²)
1	南相馬市原町区萱浜字神田 5 2 番	田	2,449
2	南相馬市原町区萱浜字神田 5 3 番 1	田	390
3	南相馬市原町区萱浜字神田 5 3 番 2	田	2,398
4	南相馬市原町区萱浜字南才ノ上 3 3 番 1	畑	1,374
5	南相馬市原町区萱浜字南才ノ上 3 6 番 4	畑	324
6	南相馬市原町区萱浜字南才ノ上 3 8 番 2	畑	248
合計(m ²)			7,183

議案第 162 号 財産の取得について
 防災集団移転促進事業移転促進区域（雫地区）取得明細書

番号	所在地	地目	面積(m ²)
1	南相馬市原町区雫字北畑 7 6 番 3	田	54
2	南相馬市原町区雫字北畑 8 9 番	雑種地	27
3	南相馬市原町区雫字北畑 9 0 番	田	1,542
4	南相馬市原町区雫字権現下 1 1 番 2	畑	36
5	南相馬市原町区雫字権現下 2 9 9 番	畑	333
6	南相馬市原町区雫字権現下 3 0 1 番	田	72
7	南相馬市原町区雫字権現下 3 0 2 番	畑	294
8	南相馬市原町区雫字権現下 3 0 4 番	畑	452
9	南相馬市原町区雫字権現下 3 0 7 番	原野	142
10	南相馬市原町区雫字権現下 3 2 0 番	田	1,239
11	南相馬市原町区雫字権現下 3 2 3 番	田	1,441
12	南相馬市原町区雫字権現下 3 2 4 番	原野	175
13	南相馬市原町区雫字権現下 3 2 7 番	原野	109
14	南相馬市原町区雫字権現下 3 3 0 番	宅地	998
15	南相馬市原町区雫字権現下 3 3 1 番	宅地	774.97
合計(m ²)			7,688.97

議案第 163 号 財産の取得について
 防災集団移転促進事業移転促進区域（雫地区）取得明細書

番号	所在地	地目	面積(m ²)
1	南相馬市原町区雫字北畑 3 2 番	田	684
2	南相馬市原町区雫字北畑 3 3 番	原野	42
3	南相馬市原町区雫字北畑 5 6 番 2	原野	988
4	南相馬市原町区雫字北畑 5 6 番 3	原野	383
5	南相馬市原町区雫字北畑 8 8 番	雑種地	149
6	南相馬市原町区雫字台畑 5 番 2	原野	69
7	南相馬市原町区雫字台畑 8 番	田	720
8	南相馬市原町区雫字台畑 4 5 番 1	田	194
9	南相馬市原町区雫字台畑 4 9 番 2	雑種地	62
10	南相馬市原町区雫字台畑 5 1 番	宅地	831.99
11	南相馬市原町区雫字台畑 5 4 番 2	山林	1,096
12	南相馬市原町区雫字台畑 5 6 番	原野	76
13	南相馬市原町区雫字台畑 5 7 番	原野	119
14	南相馬市原町区雫字台畑 6 4 番	田	76
15	南相馬市原町区雫字東坊志 1 1 番 1	田	2.30
16	南相馬市原町区雫字東坊志 8 4 番	雑種地	123
17	南相馬市原町区雫字東坊志 9 3 番	田	2,542
合計(m ²)			8,157.29

議案第 164 号 財産の取得について
 防災集団移転促進事業移転促進区域（雫地区）取得明細書

番号	所在地	地目	面積(m ²)
1	南相馬市原町区雫字北迫田 8 9 番	田	5,471
2	南相馬市原町区雫字北迫田 9 1 番	原野	842
3	南相馬市原町区雫字北迫田 1 4 3 番	宅地	1,586.77
4	南相馬市原町区雫字北迫田 1 4 5 番	畑	191
5	南相馬市原町区雫字北迫田 1 4 8 番	山林	188
6	南相馬市原町区雫字北迫田 1 6 3 番	原野	218
7	南相馬市原町区雫字北迫田 1 6 4 番 1	田	905
8	南相馬市原町区雫字北迫田 1 6 4 番 2	畑	1,252
合計(m ²)			10,653.77

議案第 165 号 財産の取得
防災集団移転促進事業移転促進区域（雫地区）取得明細書

番号	所在地	地目	面積(m ²)
1	南相馬市原町区雫字北畑 2 3 番 3	田	36
2	南相馬市原町区雫字北畑 2 9 番 1	田	1,750
3	南相馬市原町区雫字北畑 3 4 番 2	原野	750
4	南相馬市原町区雫字北畑 3 7 番	畑	892
5	南相馬市原町区雫字北畑 3 8 番	原野	185
6	南相馬市原町区雫字北畑 5 6 番 1	原野	1,497
7	南相馬市原町区雫字北畑 5 7 番	畑	852
8	南相馬市原町区雫字京塚沢 3 番	畑	208
9	南相馬市原町区雫字京塚沢 6 番 1	畑	575
10	南相馬市原町区雫字京塚沢 2 6 番 1	田	335
11	南相馬市原町区雫字台畑 4 8 番	山林	145
12	南相馬市原町区雫字台畑 4 9 番 1	田	224
13	南相馬市原町区雫字台畑 4 9 番 3	雑種地	36
14	南相馬市原町区雫字台畑 5 0 番	原野	244
15	南相馬市原町区雫字台畑 5 2 番	畑	105
16	南相馬市原町区雫字台畑 5 3 番	宅地	656
17	南相馬市原町区雫字台畑 5 4 番 1	山林	793
18	南相馬市原町区雫字東坊志 1 番 2	田	1.80
19	南相馬市原町区雫字東坊志 2 番 2	田	8.27
20	南相馬市原町区雫字東坊志 3 番 1	田	141
21	南相馬市原町区雫字東坊志 5 番 1	田	165
22	南相馬市原町区雫字東坊志 6 番 1	田	15
23	南相馬市原町区雫字東坊志 8 番 1	田	10
24	南相馬市原町区雫字東坊志 8 2 番	雑種地	67
25	南相馬市原町区雫字東坊志 8 3 番	雑種地	24
26	南相馬市原町区雫字東坊志 8 8 番	田	2,212
27	南相馬市原町区雫字東坊志 8 9 番	田	2,860
28	南相馬市原町区雫字東坊志 9 0 番	畑	192
29	南相馬市原町区雫字東坊志 9 1 番	田	2,243
30	南相馬市原町区雫字東坊志 9 2 番 1	田	1,000

31	南相馬市原町区雫字東坊志 9 2 番 2	田	1,635
合計 (m ²)			19,857.07

議案第 166 号 財産の取得について
防災集団移転促進事業移転促進区域 (雫地区) 取得明細書

番号	所在地	地目	面積 (m ²)
1	南相馬市原町区雫字五畝田 1 2 番 1	山林	506
2	南相馬市原町区雫字五畝田 1 2 番 2	宅地	148.76
3	南相馬市原町区雫字五畝田 1 2 番 3	宅地	38.59
4	南相馬市原町区雫字五畝田 1 3 番 1	宅地	185
5	南相馬市原町区雫字五畝田 1 3 番 2	宅地	175.28
6	南相馬市原町区雫字五畝田 1 3 番 4	畑	783
7	南相馬市原町区雫字五畝田 1 3 番 5	宅地	204.87
8	南相馬市原町区雫字五畝田 1 4 番 1	宅地	92
9	南相馬市原町区雫字五畝田 1 4 番 2	宅地	89.25
10	南相馬市原町区雫字五畝田 1 4 番 3	畑	234
11	南相馬市原町区雫字五畝田 1 4 番 4	山林	1,335
12	南相馬市原町区雫字五畝田 1 8 1 番 3	山林	420
13	南相馬市原町区雫字五畝田 2 0 2 番	畑	1,762
14	南相馬市原町区雫字五畝田 2 0 3 番	雑種地	273
合計 (m ²)			6,246.75